

5. 資料

5-1. 外部評価委員会要綱

阿見町外部評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が実施する行政評価について、外部からの意見を取り入れることにより、客観性及び透明性を確保するために設置する阿見町外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町が実施した事務事業評価の結果に係る行政外部の視点からの評価及び検証に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、6人以内で組織する。

- 2 委員は、行政に関する識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、外部評価の実施及び委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

5-2. 開催の経過

回	期日	主な議事
第1回	平成26年6月18日(水)	<ul style="list-style-type: none">・委員長・副委員長の選出・外部評価委員会の趣旨と進め方・評価対象事業の選定
第2回	平成26年7月17日(木)	【事業ヒアリング】 <ul style="list-style-type: none">・広報事業・徴税吏員催告徴収事業
第3回	平成26年7月30日(水)	【事業ヒアリング】 <ul style="list-style-type: none">・休日等サービス事業・区長等支援事業・庁舎維持管理事業
第4回	平成26年8月25日(月)	【事業ヒアリング】 <ul style="list-style-type: none">・人材育成事業・住民情報ネットワーク運営事業・固定資産税(家屋)賦課事業
第5回	平成26年10月29日(水)	<ul style="list-style-type: none">・担当課による対応方針について・報告書の作成・来年度の方針